

共同生活援助かたばみ寮
令和7年度 地域連携推進会議

日時 令和8(2026)年1月28日(水)16 時 30 分から
場所 パオみのお地域活動支援室

1 かたばみ寮について

2 利用者の生活課題について

3 地域課題について

4 支援機関について

5 緊急時対応の体制整備について

6 地域住民との関係について

7 施設見学

(1)ぶなの木荘

(2)かたばみ寮

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく かたばみ寮（共同生活援助）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人息吹（以下「事業者」という。）が設置するかたばみ寮（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活援助を行う住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下この章において同じ。）において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 指定共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 3 前二項のほか、法及び大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第107号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定共同生活援助を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護又は家事等は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 指定共同生活援助を行う主たる事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 かたばみ寮
- (2) 所在地 大阪府箕面市船場東〇丁目〇番〇号
新船場ビル第〇千里ハイツ 〇号

- 2 指定共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 かたばみ寮

所在地 大阪府箕面市船場東○丁目○番○号
新船場ビル第○千里ハイツ ○号

(2) 名称 第2かたばみ寮

所在地 大阪府箕面市船場東○丁目○番○号
新船場ビル第○千里ハイツ ○号

(3) 名称 ぶなの木荘

所在地 大阪府箕面市船場西○丁目○番○号○号

(4) 名称 第2ぶなの木荘

所在地 大阪府箕面市船場西○丁目○番○号○号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定共同生活援助の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名以上

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容を検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成すること。

(ウ) 共同生活援助計画の原案の内容を利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した共同生活援助計画を記載した書面を利用者に交付すること。

(エ) 共同生活援助計画作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活援助計画を変更すること。

(オ) 利用者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(キ) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 世話人 2名以上

世話人は、食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護等について、次号に規定する生活支援員と協同して、適切に援助する。

(4) 生活支援員 2名以上

生活支援員は、食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護等について、前号に規定する世話人と協同して、適切に援助する。

(指定共同生活援助を提供する主たる対象者)

第6条 指定共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 知的障害者

(2) 精神障害者

(3) 身体障害者

(4) 難病等対象者

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は13名とする。

2 第4条第2項に規定する共同生活住居の定員は次のとおりとする。

(1) かたばみ寮 2名

(2) 第2かたばみ寮 4名

(3) ぶなの木荘 4名

(4) 第2ぶなの木荘 3名

(指定共同生活援助の内容)

第8条 事業所で行う指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

(1) 共同生活援助計画の作成

(2) 利用者に対する相談

(3) 食事の提供

(4) 健康管理・金銭管理の援助

(5) 余暇活動の支援

(6) 緊急時の対応

(7) 日中活動の場等との連絡・調整

(8) 財産管理等の日常生活に必要な援助

(9) 夜間における支援

(10) 体験利用における支援

(11) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(12) (2) から (10) に附帯するその他必要な介護、支援、家事、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定共同生活援助を提供した際には、利用者から当該指定共同生活援助に係る利

用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 次に定める費用については、毎月20日に翌月分を利用者から徴収（ただし、体験利用に係るものについては利用日数に合わせ按分した額とする。）し、徴収した月の翌月末又は利用契約書第6条の規定により利用契約を終了した日に精算し、残金が生じたときは、利用者のその残金を返還するものとする。

(1) 家賃	31, 500円
(2) 食材料費	朝食150円、夕食750円
(3) 光熱水費	10, 000円
(4) 日用品費	2, 000円

ただし、ぶなの木荘居室4の家賃及び光熱水費については、上記（1）及び（3）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 家賃	55, 000円
(3) 光熱水費	実費

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。
- 6 第3項に規定する額を徴収したときは、当該費用に係る現金預かり証を、また、同項の規定による精算を行った時は、現に要した費用に係る証拠書類に基づき利用者に対して負担を求めることとなった金額及びその内訳を記載した書類並びに領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

（入居に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 身体に異常又は身上に異動があったときは、直ちに事業者に届け出るものとする。
- (2) やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより利用契約を解除することができる。但し次のうちいづれかの規定に反している場合には、ただちに契約を解除することができる。
 - (ア) 利用者が事業所に支払うべきサービスの利用料金を2か月以上滞納し期間を定め再三催告したにもかかわらず支払わない場合。
 - (イ) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、指定共同生活援助の利用を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。
 - (ウ) 利用者が指定共同生活援助の利用を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。

- (エ) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。
- (オ) 利用者が連絡等がなく連続して3か月以上利用がない場合。
- (カ) 利用者が死亡した場合。

(利用者負担額に係る管理)

第11条 事業所は、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援(以下「指定障害福祉サービス等」という。)を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「令」という。)第17条に規定する負担上限月額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

- 第12条 現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合(以下「緊急事態」という。)は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は歯科協力医療機関もしくは利用者の主治医(以下「協力医療機関等」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 事業所は緊急事態に対応するために常時の連絡体制として、防犯、火災、ガス漏れ等の自動通報サービス及び非常緊急通報サービスを措置し、携帯電話等による夜間及び深夜時間帯の連絡体制を確保するとともに、緊急連絡先を共同生活住居内の見やすい場所に掲示して利用者に周知するなどの措置を講ずるものとする。
 - 3 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 指定共同生活援助の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 5 指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 事業所は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。
- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
 - 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(苦情解決)

第15条 提供した指定共同生活援助に関する利用者及びその家族(以下「利用者等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により大阪府知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は大阪府知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は大阪府知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待防止及び身体拘束の適正化に関する事項)

第17条 事業者は、利用者的人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止委員会を設置して虐待防止のための対策を検討するとともに、検討結果を職員等に周知

2 事業者は、身体拘束の適正化を推進するために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録
- (2) 虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化のための対策を定期的に検討し、その結果について、職員等に周知徹底
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針として「虐待防止・虐待対応時マニュアル」を整備
- (4) 職員等に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(地域連携推進会議の設置)

第19条 事業所は、地域における関係機関との連携及びサービスの質の向上を図るため、「地域連携推進会議」（以下「会議」という。）を設置する。

- 2 会議は、当該事業所の運営状況について、利用者、家族や後見人等、地域の関係者、福祉や経営に知見のある人、自治体職員等の関係者に対し情報を提供し、意見・助言を受ける場とする。
- 3 会議は、年1回以上開催し、あわせて、会議構成員が事業所の活動状況を見学又は把握する機会を年1回以上設けるものとする。
- 4 会議の議事内容は記録し、事業所内に備え付け、公表するものとする。
- 5 本条の運用にあたっては、厚生労働省の「地域連携推進会議の手引き」に準拠し、個人情報保護に留意しつつ適切に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、
また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指
定共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。

4 事業所は、指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特
定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人息吹と事業所の
管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月4日から施行する。

附 則

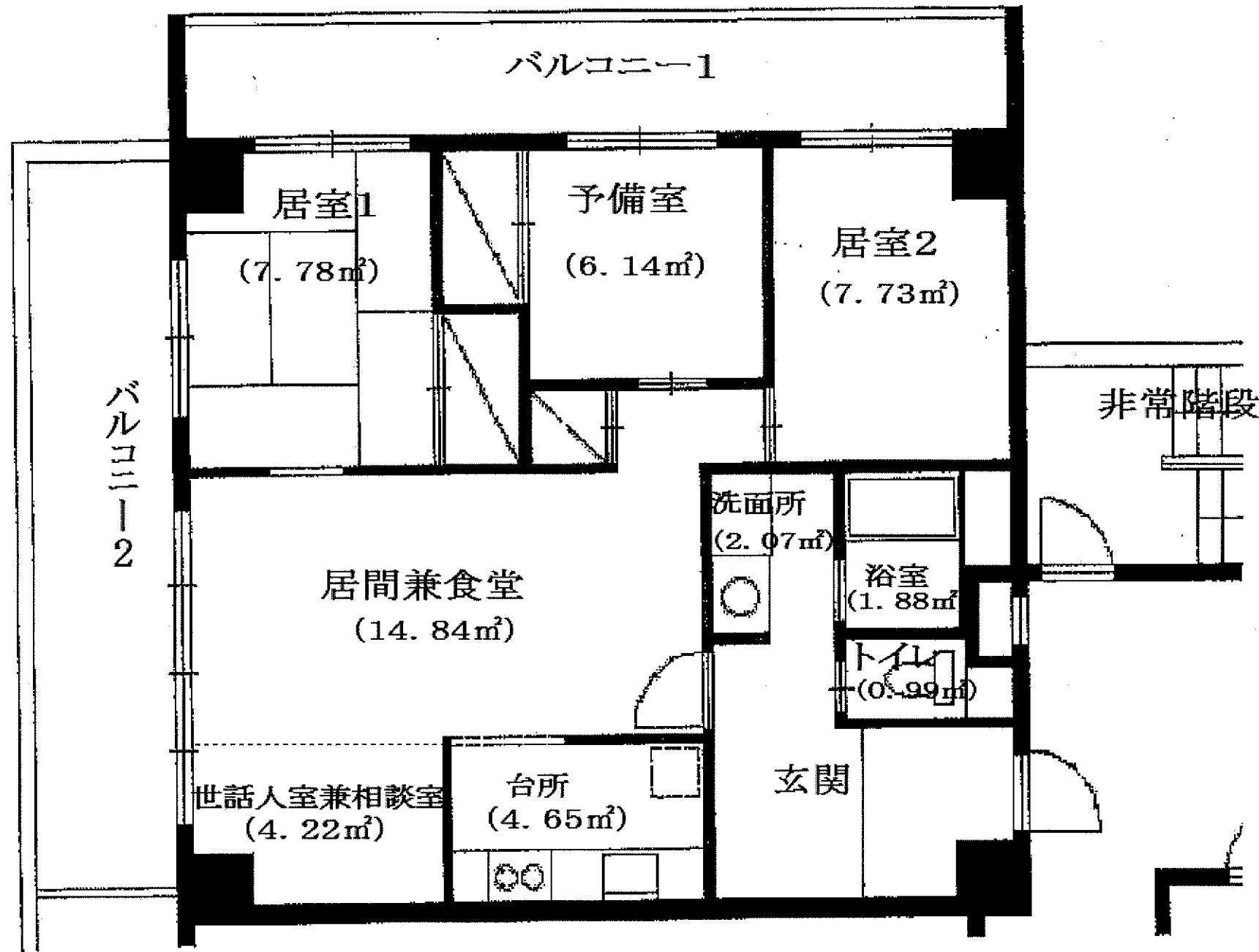
この規程は、令和6年7月1日から施行する。

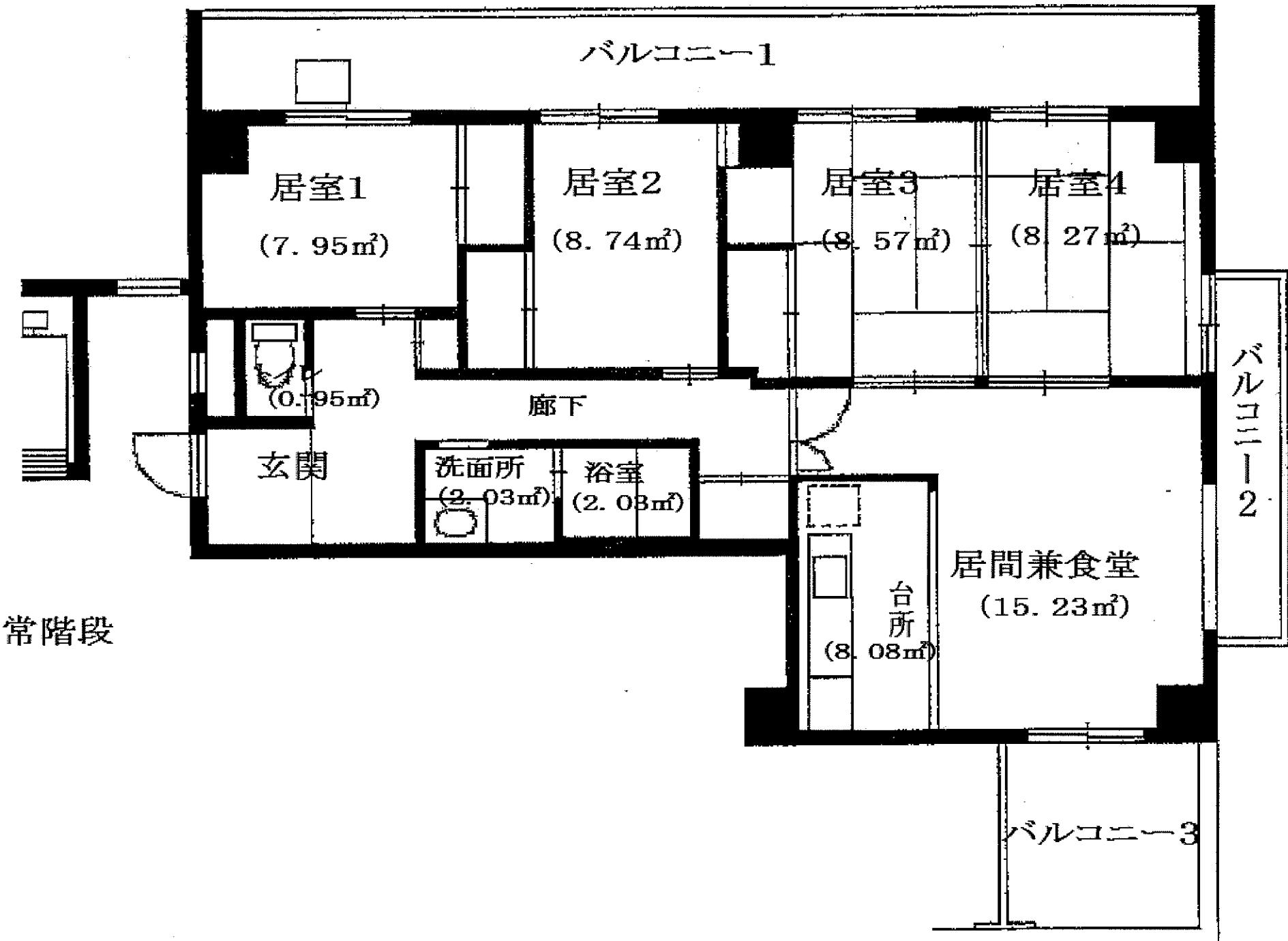
附 則

この規程は、令和7年2月1日から施行する。

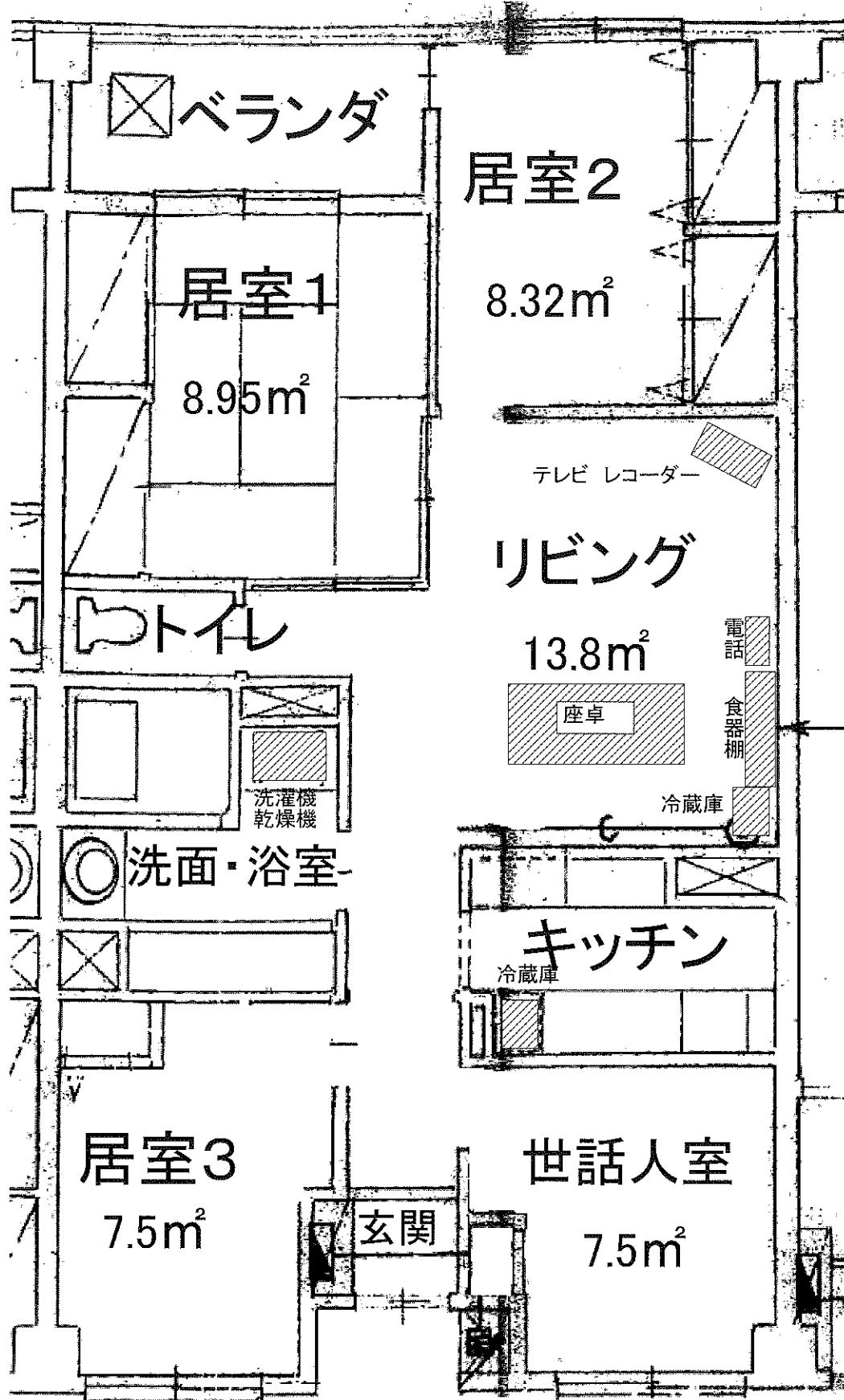
附 則

この規程は、令和7年12月1日から施行する。



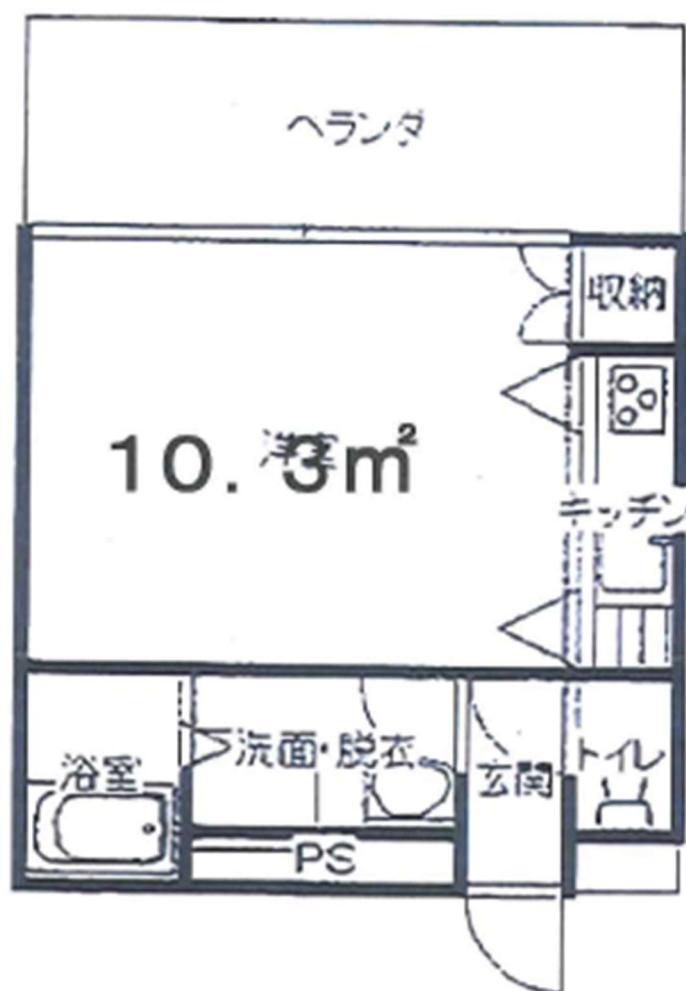


ぶなの木荘平面図1

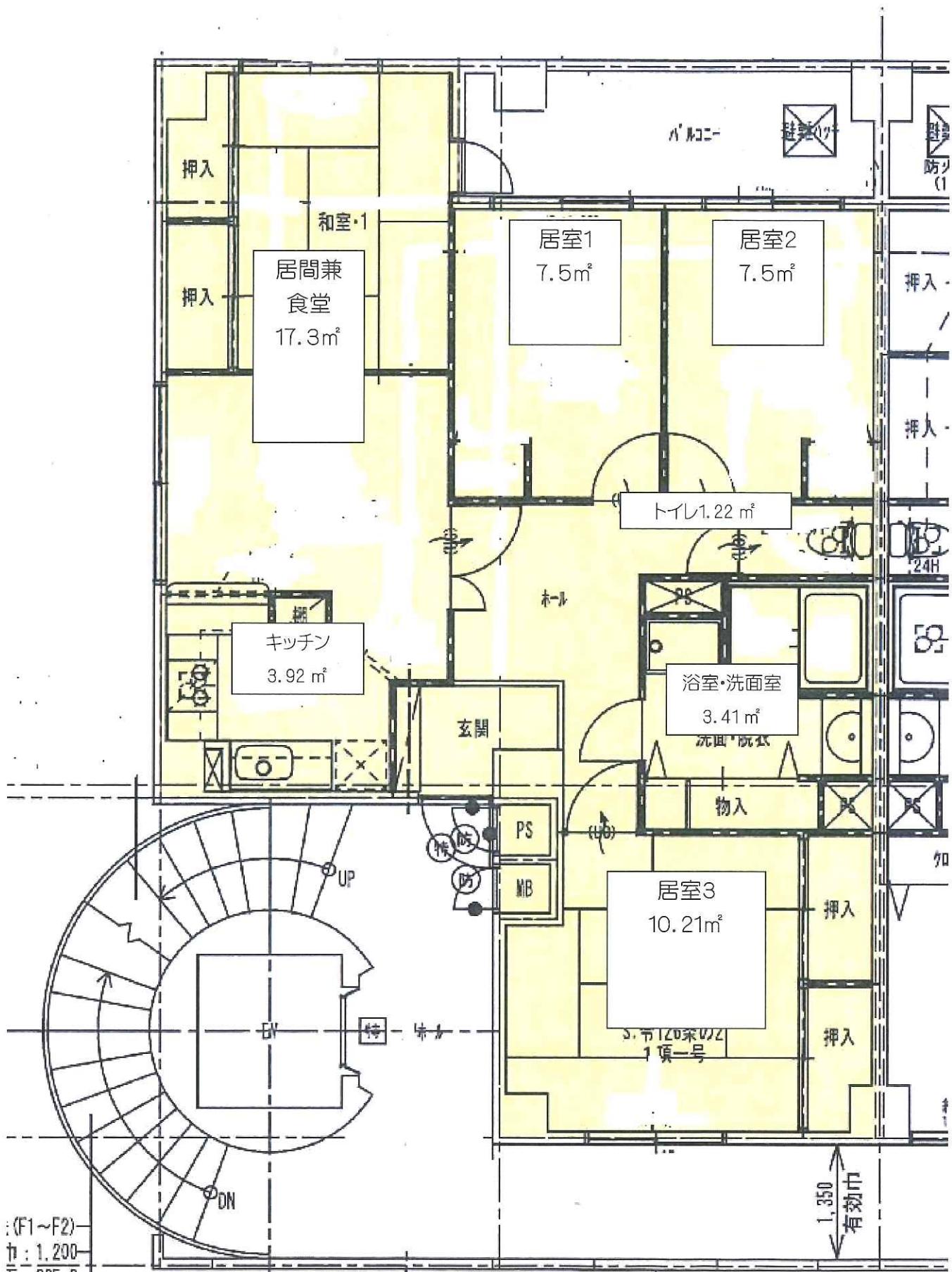


ぶなの木荘平面図2

居室4(302号室)



第2ぶなの木荘(エイトヒルズ201号室)平面図



別添資料

令和7年度地域連携推進会議

2 かたばみ寮 利用者の生活課題

(1)障害特性

- ①生活ルール
- ②人間関係
- ③部屋の片付け
- ④生活リズム

(2)日中活動

- ①就労状況
- ②就B通所状況
- ③行き先なし

(3)金銭管理

- ①成年後見人
- ②日常生活自立支援事業
- ③生活保護
- ④家族の支援

(4)服薬・衛生管理

- ①自己管理
- ②グループホームでの管理
- ③訪問看護利用による管理

(5)高齢化に伴う疾病など

- ①血圧・糖尿病など
- ②がん
- ③通院同行

3 地域課題について

(1)かたばみ寮

- ①箕面船場阪大前駅周辺の開発工事
- ②利便性
- ③新駅に伴う地価上昇

(2)ぶなの木荘

- ①新駅に伴う地価上昇
- ②利便性

4 支援機関について

(1)医療機関

- ①精神科・心療内科
- ②整形外科
- ③歯科
- ④内科(糖尿病など)

(2)訪問看護ステーション

(3)日常生活自立支援事業(まかせてねット)

(4)日中活動先事業所(就B)

- ①もみじの家
- ②あつとほーむ
- ③シェスタ

(5)就労先

(6)マンション管理会社

(7)相談支援事業所・地域活動支援センター(パオみのお)

(8)その他

- ①ショクブン
- ②コンビニ(セブンイレブン・ローソン)
- ③キリン堂
- ④スーパーマーケット(サンディ・阪急オアシス・業務スーパー)

5 緊急時対応の体制整備について

(1)業務継続計画(Business Continuity Plan)

- 自然災害及び感染症発生時において、利用者と職員の安全を確保しつつ、サービスを継続できるよう準備するための計画
- グループホームだけでなく、就B、地域活動支援センター、相談支援を含めた息吹の全事業所で計画を策定
- 事業所としては、法人全体で実施する研修(年4回)、訓練(年4回)に参加
- 利用者も年1回の避難訓練や月1回のミーティングにおいて、担当職員と必要な情報共有
- さらに実効的な取り組みにレベルアップすることが課題

6 地域住民との関係について

(1)歳末たすけあい募金

- 生活困窮者支援金について、地域の民生委員・児童委員のかたの支援で申請

(2)ラジオ体操

- ライフプラザにおいて、ラジオ体操を通じて地域住民と交流

(3)その他

- おもちつき(もみじの家)、箕面まつり出店、あかつきまつり

令和7年度共同生活援助かたばみ寮 地域連携推進会議 議事録

1 開催日時 令和8年1月28日（水曜日）午後4時30分から午後6時10分まで

2 開催場所 パオみのり地域活動支援室、ぶなの木荘、かたばみ寮

3 出席者

出席者 6名

○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○

担当者 3名

○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○

4 議事録作成者

この議事録は、（担当者）○○が作成した。

5 会議内容

かたばみ寮の概要について、（担当者）○○から別添資料の読み上げ説明があった。

（質疑応答）

○○構成員から、物価高で食材費は上がったか、と質問があった。

担当者から、北大阪急行線延伸に伴ってぶなの木荘貸主が家賃値上げをした際に、家賃・食事代・光熱水費・日用品費を見直した、と説明があった。

○○構成員から、休日の昼食や食事を頼んでいない日などは自分で食事など調達するのか、と質問があった。

担当者から、近隣のスーパーで購入したり、外食に行くと聞いている、と説明があった。

○○構成員から、就労先の迎えにあるライフで昼食を購入している、と説明があった。

利用者の生活課題について、（担当者）○○から別添資料の読み上げ説明があった。

（質疑応答）

○○構成員から、服薬管理の具体的な様子について、質問があった。

担当者から、親がグループホームにお願いすることもあるし、訪問看護を嫌がる人はグループホームで管理しているが、現在はグループホームで管理している方はいない。自分で管理しているか、訪問看護が薬をカレンダーにセットして管理されている、と説明があった。

○○構成員から、ゴミ袋は足りているか、あかつき福祉会では、他市に住民票がある人はゴミ袋をもらえないで、足りない状況があるため、家族にお願いして分けてもらっている、と質問があった。

○○構成員から、かたばみ寮では足りなくなったらお店で購入している、と説明があった。

担当者から、ぶなの木荘は足りている、と説明があった。

○○構成員から、病院の受診同行の状況について、あかつき福祉会では、受診回数が多く同行の手間が大変なので往診を利用している。かたばみ寮では今後往診の利用を検討しているか、と質問があった。

担当者から、現状では受診同行しており往診利用の検討はしていない、と説明があった。

地域課題について、及び支援機関について、(担当者) ○○から別添資料の読み上げ説明があった。

緊急時の体制整備について、(担当者) ○○から別添資料の読み上げ説明があった。

(質疑応答)

○○構成員から、避難訓練の状況について、質問があった。

担当者から、昨年は火事を想定して行った。ぶなの木荘ではパオみのおが開所している土曜日にパオまで避難した後にアルファ米の試食をしたり、かたばみ寮では外の非常階段を使ってマンションの外に避難する訓練をした、と説明があった。

○○構成員から、1月17日の箕面市一斉避難訓練にあわせて避難訓練を行ったらしいのではないか、と質問があった。

担当者から、1月17日が平日のときは就B事業所に出掛けている人も多く、グループホームとしての訓練に皆が集まらない、皆が集まりやすい日程を調整している、と回答があった。

○○構成員から、あかつき福祉会(かたばみ寮と同じマンションにあるグループホーム)では、世話人が全員を避難できるように訓練をしている。6階の階段を使用している、と意見があった。

船場地区は東も西も避難所が遠いため、利用者全員を連れて避難所に避難できるかが課題だと会議出席者で共有した。

地域住民との関係について、(担当者) ○○から別添資料の読み上げ説明があった。

会議出席者全員で、乗用車2台に乗って、ぶなの木荘及びかたばみ寮を訪問して、見学した。

以上